

和歌山県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の施行に関する規程

(制定：令和6年12月20日 和歌山県公安委員会規定第15号)

和歌山県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の施行に関する規定を次のように定める。

和歌山県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の施行に関する規定

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成17年和歌山県公安委員会規則第10号。以下「情報通信技術活用規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公安委員会等が指定する電子計算機)

第2条 情報通信技術活用規則第5条第1項に規定する公安委員会等が指定する電子計算機は、公安委員会等が申請等を行わせる電子情報処理組織に備えられた電子計算機とする。

(申請者等の氏名等の確認方法)

第3条 情報通信技術活用規則第14条第1項ただし書に規定する公安委員会等の指定する方法は、当該申請等を所管する所属の長が定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年12月20日から施行する。